

オーストラリアの個人情報保護法改正

2025 年 1 月 吉日

One Asia Lawyers Group
オーストラリア・ニュージーランドチーム

1. はじめに

2024 年 12 月 10 日、プライバシーおよびその他の法改正法案 (Privacy and Other Legislation Amendment Bill 2024 (Cth)) が勅許を受け、オーストラリアの個人情報保護法である Privacy Act 1988 (Cth) (以下「プライバシー法」という) にいくつかの重要な改正が導入されました。これは政府によって提案された 2 段階改正の第 1 段階とされています。本稿では、その中でも特に重要と思われる改正点について紹介します。

2. 法定不法行為の導入

プライバシーの重大な侵害に対する法定不法行為がオーストラリアで初めて導入されました。プライバシーの侵害が故意 (Intentional) または無謀 (Reckless) であり、かつ重大なものである場合、侵害を受けた個人は相手に対してプライバシーの侵害に対する訴因を有することとなります。重大性を判断するために裁判所が考慮できる要素としては、苦痛や被害の程度、原告が害されることを被告が知っていたこと、被告の悪意などが含まれます。一方で、ジャーナリスティックな資料など、法定不法行為の申し立てに対する抗弁も存在します。

3. Doxxing 行為の犯罪化

本法改正により、オーストラリアの刑法 (*Criminal Code Act 1995* (Cth)) にいわゆる Doxxing とされる犯罪が追加されました。これにより、対象個人に対して脅迫的または嫌がらせと考えられる方法で個人情報を利用可能にしたり、公開したり、または配布したりすることが犯罪行為となります。また、人種や性的指向などの保護されるべき属性によって区別される集団に属する者に対して、同様の行為を行うことも犯罪行為となります。

4. プライバシーの侵害に対する新たな罰則体系

改正前は重大な個人のプライバシー侵害 (Serious Interference with Privacy) のみが民事罰の対象でしたが、本改正法により、重大でない個人のプライバシー侵害 (単なる Interference with Privacy) も民事罰の対象となります。重大でない個人のプライバシー侵害に対する罰則の上限は、2,000 ペナルティユニット (現在 660,000 豪ドル) または 10,000 ペナルティユニット (現在 3,300,000 豪ドル) です。また、当局 OAIC は、プライバシー法違反に対して違反通知 (Infringement Notice) および是正通知 (Compliance Notice) を発行する権限を有します。

5. AIによる自動化された意思決定

自動化された意思決定に関する情報をプライバシーポリシーに含めることが義務付けられます。具体的には、ソフトウェアを使って下された決定が個人の権利や利益に重大な影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、当該ソフトウェアで使用される個人情報の種類や、意思決定の種類を開示することが求められます。この改正は2年後に発効されますが、OAICが最近発行したガイドラインの中で、顧客の意思決定にAIを使用する企業は、AIが目的に適合していることを確認すべきであり、またかかる目的での個人情報の使用に関してプライバシーポリシーに明確に記載することで、AIの使用について透明性を確保すべき述べており、本改正事項の発効を待たずとしてプライバシーポリシーにAIの使用について開示することが推奨されます。

6. 子どものオンラインプライバシー規範

OAICにより、今後2年以内に若年者のオンラインプライバシー規範（Children's Online Privacy Code）が策定されることが予定されています。この規範には、プライバシー原則（APP：Australian Privacy Principles）がどのように子どもとそのオンライン・プライバシーに適用されるかが詳細に定められます。

7. 十分性認定

EUの十分性認定と同様に、オーストラリアと同等のプライバシー保護を持つ国を政府がみなすことを可能にし、事業者は必要な評価や保護措置なしに個人情報を認定国に移転することができる仕組みが設けられました。

8. おわりに

本改正は、オーストラリアのプライバシー原則を根本的に変更するものではありませんが、プライバシー遵守を促すためにより実務的な執行能力を導入するものです。比較的重大でない違反行為についても指摘を受ける可能性が考えられることから、オーストラリアの個人情報を扱う企業は、この機会に個人情報の管理体制の見直しを行うことが推奨されます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Groupは、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Groupは、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

other ASEAN countries, One Asia Lawyers Group has a strong team of legal professionals who provide practical and coherent legal services throughout each of these jurisdictions.

For any enquiry regarding this article, please contact us by visiting our website: <https://oneasia.legal/> or email: info@oneasia.legal.

This newsletter is general information for reference purposes only and therefore does not constitute our group member firm's legal advice. Any opinion stated in this newsletter is a personal view of the author(s) and not our group member firm's official statement. Please do not rely on this newsletter but consult a legal adviser or our group firm member for any specific matter or legal issue. We would be delighted to answer your questions, if any.

< 著者 >



[加藤美紀](#)

弁護士法人 One Asia オーストラリア・ニュージーランド事務所

オーストラリア法弁護士。オーストラリア、日本及びシンガポールに駐在しグローバルに事業を展開する日系企業の法務全般を経験。One Asia Lawyers では、主にオーストラリア、ニュージーランド及びシンガポールの企業法務全般について、契約書作成・審査、法令リサーチ、法務監査・契約交渉のサポート等の業務を行う。

本記事に関するご照会は右記までお願い致します。 miki.kato@oneasia.legal